

お客さま各位

「破産管財人等口座開設手数料」の新設について

平素より富士宮信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度当金庫では、事務コストの上昇を踏まえ、下記のとおり手数料を新設させていただきます。今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設する手数料

破産管財人等口座開設手数料

口座開設1件につき	16,500円(税込)
-----------	-------------

【対象】

下記①～⑤に該当する新規口座開設時に手数料をいただきます。

- ①破産管財人名義の全口座（法人・個人）
- ②相続財産管理人または相続財産清算人名義の口座
- ③不在者財産管理人名義の口座
- ④遺言執行者名義の口座
- ⑤上記のほか管理用口座として作成する口座

2. 取扱開始日

令和6年10月1日（火）受付分より

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上